

会 議 録 (1)

会議の名称	令和3年度 第1回飯能市文化財保護審議委員会
開催日時	令和3年8月4日(水) 開会 午後2時00分 閉会 午後4時00分
開催場所	富士見地区行政センター 会議室1
議長氏名	須田 勉
出席委員	須田 勉 羽生 修二 小槻 成克 岡部 知子 倉川 博 木村 立彦 林 宏一 柳 正博 小峰 孝男
欠席委員	大野 亮弘
説明者の 職 氏 名	文化財担当リーダー 熊澤 孝之 文化財担当 金澤 花陽乃
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	令和2年度第3回飯能市文化財保護審議委員会次第 文化財指定調書(資料1) 令和2年度文化財関係事業報告(資料2) (仮称)「飯能市文化財保存活用地域計画」
事務局職員 職 氏 名	生涯学習スポーツ部長 大野 悟 生涯学習課長 武藤 郁夫 文化財担当リーダー 熊澤 孝之 文化財担当主任 金澤 花陽乃

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過)・決定事項

1 議 事

(1) 令和3年度新指定文化財候補について

- ・資料1に基づいて説明した。

2 報告事項

(1) 令和3年度文化財関係事業報告

- ・資料2に基づいて説明した。

(2) 「飯能市文化財保存活用地域計画」について

- ・資料「(仮称)「飯能市文化財保存活用地域計画」」に基づいて説明した。

(3) その他

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
	午後 2 時 0 0 分 開会
主任	<p>〔開 会〕</p> <p>皆様ご多用のところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。飯能市文化財保護条例第 1 7 条第 2 項に規定された定数を満たしておりますので、これより令和 3 年度第 1 回飯能市文化財保護審議委員会を開会いたします。本日の会議は原則公開となっております。</p>
主任	<p>〔委嘱状交付〕</p> <p>文化財保護審議委員の委嘱状を大野生涯学習スポーツ部長より交付させていただきます。委嘱期間は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 3 0 日までの 2 年間となります。それではよろしく申し上げます。</p>
主任	<p>〔あいさつ〕</p> <p>ありがとうございました。議事に先立ちまして、大野部長よりご挨拶申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(部長あいさつ)</p>
主任	<p>ありがとうございました。今回から新たに審議委員をお引き受けいただきました委員の方がいらっしゃるほか、事務局も人事異動により職員に変更がございましたので、ここで自己紹介を行いたいと思います。最初に生涯学習スポーツ部長より順次自己紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局自己紹介)</p>
主任	<p>続いて委員の皆様も自己紹介をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(文化財保護審議委員自己紹介)</p>
主任	<p>ありがとうございました。皆様には 2 年間文化財保護審議委員としてお世話になります。よろしく申し上げます。それでは、委員長の選出に移りたいと思います。これより先の進行は、委員長が決定するまでの間を大野生涯学習スポーツ部長にお願いいたします。</p>
部長	<p>〔委員長の選出及び委員長職務代理の指名〕</p> <p>委員長が決定するまでの間、議長を務めさせていただきます。「4 委員長の選出及び委員長職務代理の指名」についてお願いしたいと存じます。飯能市文化</p>

	<p>財保護条例の第16条 第1項により、「委員長は委員の互選により定める」とあります。委員の皆様からの提案をお願いします。</p>
委員	<p>須田委員を推薦します。</p>
部長	<p>小槻委員から須田委員のご推薦をいただきました。他の委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
部長	<p>委員の皆様のご互選により委員長に須田委員が選出されました。須田委員は委員長席へ移られるようお願いいたします。続きまして、職務代理の選任に移ります。飯能市文化財保護条例第16条第3項により、委員長が委員長職務代理を指名していただくことになっておりますので、須田委員長、ご指名をお願いいたします。</p>
委員長	<p>羽生委員をお願いしたいと思います。</p>
部長	<p>ありがとうございました。飯能市文化財保護条例第16条第2項の規定により、これより先の本日の議事進行につきましては須田委員長をお願いし、私は議長の任をおろさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>[議 事]</p>
委員長	<p>それではこれより「議事」に入ります。議事(1)「令和3年度新指定文化財候補について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
主査	<p>(資料1に基づき説明)</p> <p>以上の3件につきまして、林委員から説明をいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>旧西光寺の像は、来迎印を結んだ阿弥陀如来像を中心とした三尊です。脇侍は腰をかがめてまさに往生人を迎えようとしています。</p> <p>目は玉眼、体の彩色は金泥で、現在見えている塗は江戸時代のもので、光背の台座と中尊胎内文書に元禄7年に後補を得たことが記されています。この時修理を行った仏師の詳細は不明ですが、後七条院流の流れを汲む者と考えられます。</p> <p>成立年代は14世紀と考えられ、その時代に特徴的な生々しい表現が見られます。ただし、やや形式化が見られることから鎌倉時代の早い時期には遡らないでしょう。後補を受けてはいますが、造立当初の様子を比較的よく留めています。</p> <p>飯能市には中世仏像が沢山ありますが、本像はその中でも美作と言えます。</p> <p>以上の点から、本像は指定にふさわしいと考えます。</p>

委員	<p>高山不動の不動明王立像は、背中の大部分がなくなってしまうものの、平安時代の様相すら感じられる古風な造りです。『新編武蔵風土記稿』には、伝智証大師作と伝わっています。</p> <p>容貌は穏やかで、裳の裾がすっきりとしています。これらは平安時代の天台宗の僧安然が考え出した安然様と言われる様式の不動明王像に多く共通する部分です。現在は素地となっていますが、衣の部分には胡粉で描かれた団花紋が残っています。ただしこの彩色は造立当時のものではありません。</p> <p>平安様（和様）を残しており、藤原様の姿を伝えています。左右の腕は後代のものですが、像自身は市内の不動明王の中でずば抜けて古く、良いものです。県内でもここまで古いものはそうそうありません。早めに文化財として指定すべきだと思います。また、いずれは県の指定文化財候補にもあげても良いのでは無いかと考えます。</p>
委員	<p>見光寺の地藏菩薩坐像は、法衣垂下像の特徴的な形式を有しています。かつては法衣垂下の部分が欠損していましたが、修理の際に復元しました。後補とはいえ、造立当時の様相がよく復元されています。</p> <p>右足を上にして座っており、その足先で衣をひっかけているためこのような皺ができています。</p> <p>法光寺にある法衣垂下像と非常に近い様式で、大きさも法光寺のものと同様です。飯能市は法衣垂下像の宝庫ですが、本像も市内の法衣垂下像の特徴をよく表しているという点では大光寺や長念寺、法光寺にある県指定文化財の像と並びます。</p> <p>このような観点から、指定にふさわしいと考えます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明について、質疑はございますか。</p>
委員	<p>旧西光寺の像は、三尊が残っていることに価値があるのでしょうか。</p>
委員	<p>それもあります。三尊像の場合、脇侍が後世のものに変わっていることが多いのですが、旧西光寺のものは両脇侍含めて残っており、また、県内でもかなり出来が良い物となっています。</p>
委員	<p>旧西光寺の三尊像は、今後県の指定文化財になりそうな価値はあるのでしょうか。</p>
委員	<p>県指定を目指す場合、造立当初の製作年がはっきりわかっていないのがネックとなると考えられます。</p>
委員	<p>光背も造立当時のものなのでしょうか。</p>

委員	光背や台座は元禄年間の後補時のものです。
委員	仏像を見ていると、台座だけが新しいという事例をよく見かけますが、台座というのはそんなに痛むものなののでしょうか。
委員	はっきりとはわかりませんが、お堂などに何かあったときに、まず持ち出されるのは本体ですので、台座や光背は二の次となることが多かったのではないのでしょうか。また、木の組み方も複雑で壊れやすいということもあります。 古い仏像でも、多くの場合台座は江戸時代のものです。古くても室町時代です。
委員	像の管理は自治会で行っているのでしょうか。
事務局	はい。自治会で行っています。ただし、現在西光寺は廃寺となっており、お像自体は長光寺に移してあるので、指定するとなった場合には、長光寺の管理としたいと考えています。
委員	長光寺に移される前も、三尊は並んでいたのでしょうか。
委員	はい。大きな須弥壇の上に三尊が並んでいました。
委員	高山不動の不動明王像は背中が無いとのことですが、これは指定に際してマイナス要因になるのでしょうか。
委員	それはないと思います。平安時代や鎌倉時代くらいだと、仏像の背は意外とあっさり作ってあるものが多いので、全体の造詣がしっかりしていれば大丈夫だと思います。
委員	高山不動の仏像については、常駐する住職もない状態ですので、今後どうしたらよいかについて考えていかなければならないと思います。
委員長	仏像については意見が出つくしたようですので、次の指定候補（2）刀装具の説明を求めます。
事務局	説明いたします。 (資料に基づいて説明) 所有者の意向を伺ったところ、地元の作家が作った作品なので今後も個人で長く所有していきたいとのことでした。コレクションはお孫さんに引き継いでもらいたいようです。
委員長	以上の説明について質疑はございますか。

委員	現在は持ち主の方が個人で保管されているのですか。
事務局	その通りです。いわゆるコレクターの方が個人で持っています。
委員	その方が持っている別の作品も見られる可能性はあるのでしょうか。
事務局	それはまだわかりません。
委員	蝶のモチーフについては意味などはあるのでしょうか。来歴などはわかりますか。
事務局	詳細については調査中です。県内には拵えに関する調書を書ける人がいない状態ですので、刀剣美術協会に相談する予定です。ただし、同会に電話をしたところ在野の職人についての調書は書けないかもしれないとのことでした。
委員長	他に質疑はございますか。 (なしの声あり)
委員長	特に、無いようでしたら議事(1)「令和3年度新指定文化財候補について」は第2回の審議会に向けて事務局でさらに調査を進め、指定文化財にふさわしいか否かの諮問を教育委員から受けるということで、以上といたします。今回、出された意見を基に事務局で調査等を進めて頂ければと思います。 以上で本日予定した議事につきましては全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
委員長	[報告事項] 続きまして、報告事項に入りたいと思います。会議資料の報告事項をご覧ください。報告事項(1)令和3年度文化財関連の事業と今後予定されている事業について事務局から説明をお願いします。 (資料2に基づき説明)
委員長	ただ今の報告について、質疑はございますか。
委員	調査事業の項目にある、小瀬戸地区の文化財調査というのはどのようなものでしょうか。
事務局	文化財保存活用地域計画策定の準備として行っているものです。具体的には、以前市で調査して成果が刊行物となっている仏像・石仏・石造遺物等の

	文化財について、所在の確認を主として行っています。
委員	その調査に際してカードなどは作っていますか。
事務局	あくまで以前行った調査の現状確認調査のため、一点一点細かく調査しているわけではありません。
委員	調査はそう度々できることではないので、基礎データはしっかり取っておく必要があると思います
委員	ある程度調査項目や用紙のフォーマットを定めておいて、それを蓄積していった方がいいと思います。計画的に基礎データを積み重ねていった方がいいです。
委員	カモシカの滅失は事故死でしょうか、自然死でしょうか。
事務局	4月の滅失は吾野地内で西武池袋線と衝突したことによる事故死でした。5月および6月の滅失は自然死です。
委員	近年、カモシカがずいぶん山の方から里へ下りてきているように感じられますね。
委員	カモシカを見つけた時にはどうしたら良いのでしょうか。
事務局	市役所へご連絡いただければ幸いです。生涯学習課宛でもかまいませんが、文化財担当として処置にあたるのはカモシカの死亡を確認してからになります。
委員	コロナ禍が長引き民俗芸能的なものの練習や上演ができない中で、獅子舞や祭りの状況は事務局では把握しているのでしょうか。
事務局	獅子舞に関しては、毎年年度の初めにその年の予定を伺っております。今年度は未定や中止とした団体がほとんどです。その他の民俗芸能に関しましても、逐次情報を集めています。
委員	伝承基盤がしっかりしているところについてはそれでいいのですが、それ以外のところについては注視しておいていただきたいです。
委員	日々の業務で忙しい中とは思いますが、コロナ禍が続く中で各団体の状況を把握して、その結果を簡単でも構わないので審議会でも報告してもらえた

	<p>らありがたいです。</p>
委員	<p>お囃子や獅子舞は高齢の方も多いので、コロナ禍の中でどうしたら活動できるのか、というガイドラインを作ってもらえたら嬉しいです。</p> <p>自分たちではどうしたらいいかわからない団体も多いと思います。活動の基準などを教えてもらえたらありがたいです。</p>
委員	<p>民俗芸能のようなものは停滞が何年も続くと、状況がどんどん厳しくなっています。何とか続けられるように頑張ってもらいたいです。</p>
委員	<p>次世代が不足している団体も多く、従来定められていた加入条件などを撤廃する団体も増えています。</p>
委員	<p>頭数だけ揃えばいいのかという問題もありますが、これからはあらたな方法で人を集める必要もあるかもしれませんね。</p>
委員長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
委員長	<p>特に無いようでしたら、引き続き報告事項(2)「飯能市文化財保存活用地域計画」について、事務局から報告をお願いします。</p> <p>(資料に基づいて説明)</p>
委員長	<p>ただいまの報告に関して質疑等ございますか。</p>
委員	<p>この計画は文化庁が始めたものですね。この計画の基本はどのようなもののでしょうか。</p>
事務局	<p>飯能市の文化財の長期的な計画を定めていくためのものです。文化財保護が場当たりの対応だけにならないように、長期的な目線での保存や活用を見据えて作成します。</p>
委員	<p>県内ではどのようなところが行っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>今年度、白岡市と秩父市の計画が完成しました。作成中の自治体もいくつかあります。本市のように3年かけるところもあれば、1年や2年で作る場所もあります。</p>

委員	助成金はつくのでしょうか。
事務局	つきます。
委員	市でも予算は取ってあるのでしょうか。
事務局	取っています。額は年によって変動します。
委員	市長部局との関りはどうなっているのでしょうか。市の中長期計画とも情報交換しながら作らないと、計画が生きたものにならない可能性があります。スタートの時点でしっかり体制を組んで、各部局と調整した上で進めていきたいです。
事務局	文化財がベースとなる部署に関しては、意見をもらう予定です。
委員	文化財担当の2人だけで進めているのでしょうか。
事務局	中心となるのは2人の職員ですが、博物館や他課などとも協力していきます。
委員	市民が関わる場はあるのでしょうか。
事務局	計画策定に係る協議会を開き、そこに関わってもらう予定です。
委員	文化財保護審議委員の関わり方はどのようになりますか。
事務局	委員の皆さまには、計画の段階ごとにご意見をいただき、承認していただく予定です。市民や他部局からはその合間に意見を聴取します。
委員	今説明されたようなことを、次回の審議員会で図示していただけるとありがたいです。
事務局	承知いたしました。
委員	最終的には報告書を作るということになるのでしょうか。
事務局	はい。作ります。
委員	文化財保護法改定に伴う計画ということで、大変な計画になると思います。地域の方の理解が必要不可欠となってきます。今日は生涯学習スポーツ部長

	<p>も生涯学習課長も出席されていますので、お二方にもそのあたりのことをよくよく理解していただきたいです。</p>
課長	<p>皆さまから頂いた意見をもとに進めていくつもりです。</p>
委員	<p>文化庁は、文化財を組み込んだ物語をつくりたがっています。飯能市も高山不動などをはじめ独特の文化遺産を持っていますので、各地区の特色を盛り込んで、場合によっては総花的ではなく特定の項目に特化したストーリーの組み立てを考えてみても良いのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>報告書を作るのが目的ではなく、その先を見つめる必要があります。</p>
事務局 委員長	<p>いただいた意見も参考にしながら、計画を作っていきたいです。 ほかに質疑はございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
委員長	<p>特に無いようですので、報告事項は以上とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局へお返しします。</p>
事務局	<p>[その他] 慎重審議、まことにありがとうございました。 7その他につきましては、事務局からは特にございません。委員の方から何かございますか。</p>
委員	<p>福德寺の防災設備改修について、地元の方が大変喜んでいました。</p>
委員	<p>8月15日と22日に大河ドラマで飯能戦争が取り上げられる予定です。ぜひご覧ください。</p>
事務局	<p>[閉 会] それでは閉会のあいさつを生涯学習課課長の武藤より申し上げます。</p> <p>(武藤課長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。以上で、令和3年度第1回文化財保護審議委員会を閉会させていただきます。</p>
	<p>午後4時00分 閉会</p>

議事の内容、概要を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

議長 の 署名 _____